

「遺贈」 遺言によるご寄付

「遺贈とは」、遺言によってご自身の築いた財産を特定の個人や団体など第三者に贈ることをいいます。遺言書に受取人（受遺者）として日本フィルを指定していただくことで、日本フィルだからできる音楽活動を通じて、さまざまな形で社会へ貢献し、みなさまの思いを大事にして後世に伝えてまいります。

※ 日本フィルハーモニー交響楽団に遺贈した財産は、相続税の課税対象になりません。

「遺贈」 お手続きの流れ

ご生前	ステップ 1 >	遺言書の作成と遺言執行者の決定
	遺言の内容と遺贈先となる受遺者をお決めいただき、専門家にご相談のうえ法的に有効な遺言書として 2 人以上の証人の立ち合いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」をご作成下さい。なお、遺留分には十分ご留意いただくことと、遺贈する財産が特定されている特定遺贈をお考え下さい。また、遺言者の代わりに遺言書を実行する遺言執行者をお決め下さい。なお、遺贈のご検討は、事前にご相談いただければ日本フィルの提携する信託銀行等の専門家をご紹介します。	
ご逝去後	ステップ 2 >	遺言執行者へのご逝去の連絡と遺言書の開示
	ご家族などから遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。次に、遺言執行者から日本フィルに連絡が届き、遺言の内容を日本フィルが確認させていただきます。	
	ステップ 3 >	遺言執行と財産の引き渡し
	遺言執行者が遺言者に基づいて手続きを行い、指定の財産を日本フィルへ引渡しを行います。	
ご逝去後	ステップ 4 >	受領証の発行
	受領後に、日本フィルから遺言執行者あてに受領証を発行します。また後日、日本フィルから遺贈者のご遺徳に感謝するために感謝状を発行いたします。	